

## 【備え有れば憂い無し？】



1 私は、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会委員として、年に1回くらい、暴追センターの不当要求防止責任者定期講習の講師をしています。

定期講習では、不当要求対策について何度かお話をさせて頂いています。

講習の最初に、参加者の方々に「不当要求を受けた経験がある方はいらっしゃいますか」と尋ねますと、いても1、2人の方で、いないこともあります。

ところで埼玉県警のHPによりますと、平成29年から令和3年までの中止命令の発出件数は、平成29年129件、平成30年117件、令和元年90件、令和2年96件、令和3年109件と高水準で推移しています。

中止命令は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）を根拠として発出されるもので、その主体及び対象行為は限定されています（暴対法11条、9条）。

このため、中止命令の対象とならない不当要求を含めると、相当な数の不当要求があると思われま

そうすると、今まで不当要求を受けたことのない方であっても、今後不当要求を受ける可能性は十分あると思います。

もし何の準備もしていなければ、従業員は困惑又は狼狽し、事業所又は営業所に混乱をきたします。

対処法も分からず、結果的に不当要求に応じてしまう…などということもあるかもしれません。

## 2 不当要求具体例

以下、埼玉県警察が中止命令を出した事案を見ていきましょう（埼玉県警HP、令和3年の主な中止命令事案から抜粋）。

## (1) みかじめ料要求行為

指定暴力団員が、縄張り内の飲食店経営者に対し「あんたの店全然払ってないよ。ちゃんと俺のところに金払えよ。俺がこの辺りの責任者だ。金額は俺が決めるんだよ」等と告げ、金品を要求した。

## (2) 物品購入等要求行為

指定暴力団員が、縄張り内の飲食店に対し「今年うちのやつ頼むで。断る理由はないよな。いつもと一緒のお飾り用意しておくから。まず、お金ちょうだい」等

と告げ、物品の購入を要求した。

### (3) 不当建設工事要求

指定暴力団員が、建設業者に対し「俺がやくざだから対応できないんだろ。何で工事をやらないんだ。おかしいだろう。」等と告げ、建設工事を行うことを要求した。

## 3 不当要求者の抛り所

どのような風体をした暴力団員かは不明ですが、暴力団員の発する「ちゃんと俺のところに金払えよ。・・・金額は俺が決めるんだよ」「断る理由ないよな。・・・お金ちょうだい」「おれがやくざだから対応できないんだろ。何で工事をやらないんだ」という言葉は、相手方の意見を聞く意思など微塵もない、一方的で高圧的な言い方です。

多数の方が単純に「怖い」という思いを抱くに違いありません。

私も、民事介入暴力対策委員会委員として活動する以前であれば、同じような思いを持ったはずです。

ではなぜ、「怖い」と思うのでしょうか。

私達が日常目にするニュースや新聞等では、暴力団員が凶悪犯罪を行ったという報道がしばしばなされます。

テレビ番組や映画においても、暴力団員の暴力的シーンが多数描かれています。

このため、昔から社会一般に暴力団は怖いというイメージが広く抱かれるようになったのだと思います。

また、多くの人たちにとって暴力団は未知の存在であり、よくわからない存在であることが暴力団の「怖い」イメージを更に増幅させます。

結果、社会一般の方が持つ「暴力団が怖い」というこのイメージこそが、不当要求をする側の抛り所であると思います。

怖いという思いがなければ、多くの人が自分の意思を明らかにできるのではないのでしょうか。

すなわち「お金は払いません」「お金はあげません」「工事はしません」と言えるはずです。

## 4 不当要求対策の心構え

不当要求を断ることができますか。

「言うは易く行うは難し」と言われるように、頭で分かっているにもかかわらず実際にその場面に遭遇した際、できるかどうかは別です。

「怖い」は感じるものですので、理由はありません。

他方、不当要求行為を具体的にイメージして事前に備えておけば、「怖さ」はある程度払拭できるかと思います。

例として

- ① 不当要求者の来訪時間（早朝、昼間、夜間）
- ② 不当要求者の属性（性別、年齢、体格）
- ③ 不当要求者との関係（取引関係の有無）
- ④ 他の従業員の有無（対応人数）

### ⑤ 不当要求の態様

等を組み合わせた場面を考えてみてはいかがでしょうか。

例えば、

- A) 40歳くらいのがっしりした体格の男性がお店の閉店時間5分前に来店し、「店長を出せ」と言った。
- B) 「昨日買った総菜から腐ったにおいがする」と言った。
- C) 他のお客様がいる前で、大きな声で「昨日買った総菜から腐った臭いがする」と言った。
- D) 大きな声で「昨日買った総菜から腐った臭いがする」と言いながら、従業員の顔に唾がかかるとい位置まで近付いて来た。

という様な感じですよ。

これらの場合、皆さんはどう対応しますか。

備え有れば憂い無しとまではいきませんが、事業所内である程度、様々な事態を想定した対応について話し合い、意見をまとめておくことが必要です。

備えがあれば、対応する際に気持ちの余裕が出てくると思っています。

とは言え、具体的にどうすればいいかわからないこともあるでしょう。

備えはその事業所、営業所、店舗だけで完結させる必要はありません。

警察署、暴追センター、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会等、専門的知識・経験を有している人たちを巻き込んで、最善策を練って頂けたらと思います。

## 5 最後に

埼玉県警察が中止命令を出した事案を参考にお話ししましたが、上記対応は中止命令の対象とならない不当要求行為に対しても当てはまります。

是非、不当要求行為を毅然と拒絶し得るだけの事前のご準備をしてください。

困った時がありましたら、暴追センター、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会にご相談下さい。

お力になれると思います。

### 寄稿者

さいたま市大宮区東町1丁目145番地1階  
池上雅弘法律事務所  
電話 048-628-6087 Fax 048-677-4153  
埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会  
弁護士 池上 雅弘

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.166」から転記したものです。